長良川鵜飼文化応援団規約

(名称)

第1条 本会は、 長良川鵜飼文化応援団(以下「応援団」という。)と称する。

(目的)

第2条 応援団は、1300年以上の歴史を有する長良川鵜飼文化を保存・継承していくため、長 良川鵜飼文化の魅力の再発見、再認識及び発信と、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組 みを市民運動として展開することを目的とする。

(事業)

- 第3条 応援団は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 長良川鵜飼文化の情報発信に関すること
 - (2) その他目的を達成するために必要な事項

(構成)

- 第4条 応援団は、第2条に規定する目的に賛同する個人、企業又は企業以外の団体をもって構成し、会員の種類は、次の3種とする。
 - (1) 個人会員 第2条に規定する目的に賛同して入会する個人
 - (2) 団体会員 第2条に規定する目的に賛同して入会する企業又は企業以外の団体
 - (3) サポーター 第2条に規定する目的に賛同し、応援団の事業に参加する個人又は団体 (役員)
- 第5条 応援団に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 1名

(職務)

- 第6条 会長は、応援団の会務を総理し、応援団を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、応援団の会計その他の事務を監査する。

(任期)

- 第7条 役員の任期は、就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再 任は妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は、毎年度1回、開くものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会

を開くことができる。

- 2 総会は、第5条に規定する役員及び第4条第1項第1号及び第2号に規定する会員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (3) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (4) 役員の選任に関すること
 - (5) その他応援団の運営及び目的達成に必要な事項
- 5 総会は、役員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席者(代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 前2項の規定にかかわらず、書面表決をもって総会の議決に代えることができる。
- 8 議長は、特に必要があると認めるときは、総会に役員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(役員会)

- 第9条 役員会は、第5条に規定する役員をもって組織する。
- 2 役員会は、必要に応じ、会長が招集し、その議長となる。
- 3 役員会は、役員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 役員会の議事は、出席役員(代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前2項の規定にかかわらず、書面表決をもって役員会の議決に代えることができる。

(班)

- 第10条 応援団は、第3条の事業を実施するため、必要に応じて班を設置することができる。 (専決処分等)
- 第11条 会長は、総会を招集する暇がないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会に報告し、その同意を求めなければならない。

(事務局)

第12条 応援団の事務を処理するために、岐阜市長良川鵜飼伝承館内に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置き、岐阜市長良川鵜飼伝承館館長をもって充てる。

(報酬及び旅費)

第13条 役員への報酬及び旅費は支給しないものとする。

(会計等)

- 第14条 応援団の経費は、会費、負担金、補助金、寄附金、協賛金及びその他の収入をもって 充てる。
- 2 応援団の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

- 第15条 応援団の会費は、次のとおりとする。
 - (1) 個人会員 年額1口 2,000円 (1人1口のみ)
 - (2) 団体会員 年額1口 10,000円
 - (3) サポーター なし

(解散)

第16条 応援団は、総会の議決により解散する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 第14条の規定に関わらず、応援団設立年度に係る会計年度については、設立日から翌年の3 月31日までとする。

附則

- 1 団体の名称は、平成28年10月14日の役員会決定事項により、(仮称)長良川鵜飼応援団から長良川鵜飼文化応援団とする。
- 2 この規約は、平成28年10月14日から施行する。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。